

信用保証対象外業種

保証対象外業種等	摘 要
<p>農 業</p>	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ もやし栽培農業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ 苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業 <p style="text-align: right;">} 製造加工設備を有するものに限る。</p>
<p>林 業</p>	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産業及び素材生産サービス業 ・ 製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
<p>狩 猟 業</p>	<p>全 業 種</p>
<p>漁 業</p>	<p>全 業 種</p>
<p>水 産 養 殖 業</p>	<p>加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。</p>
<p>金 融 業、 保 険 業</p>	<p>保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。</p>
<p>卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業</p>
<p>飲 食 業 の う ち 右に該当するもの</p>	<p>風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。</p>

保証対象外業種等	摘 要
<p data-bbox="135 181 350 236">サービス業のうち 右に該当するもの</p> <p data-bbox="135 296 350 320">学 校</p> <p data-bbox="135 378 350 523">宗教、政治・経済・文 化団体その他の非営利 事業及び団体(NPO法 人を除く。)、LLP(有 限責任事業組合)</p>	<p data-bbox="384 181 1010 236">取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）</p> <p data-bbox="384 296 624 320">学校法人が経営するもの。</p>